

別記様式第十（第二十八条関係）

(A4)

事 業 報 告 書

事業年度 自 年 月 日

(第 期) 至 年 月 日

標記の事業年度が終了したので、積立式宅地建物販売業法第 49 条の規定により、下記のとおり報告します。

国土交通大臣

殿

知事

年 月 日提出

許 可 証 番 号

商 号 又 は 名 称 ㊟

代 表 者 の 氏 名

主たる事務所の所在地

電話番号

事 務 上 の 連 絡 先

担 当 者

電話番号

記

1 法人の概況

1-1 設立年月日

1-2 資本金（出資）の額の推移

1-3 株式（出資口）の総数

1-4 株主（出資者）の状況

(1) 株主（出資者）の概況

(2) 大株主（大出資者）

1-5 配当等の推移

1-6 組織並びに役員及び従業員の状況

1-7 設備の状況

1-8 関係会社その他の主要取引法人に関する事項

1-9 株主総会（総会等）に関する事項

1-10 役員会（理事会）に関する事項

2 事業の状況

2-1 積立式宅地建物販売業の状況

2-2 その他の宅地建物取引業の状況

2-3 その他の建設業の状況

2-4 その他の兼業の状況

立替金						
前払費用						
未収収益						
短期貸付金						
貸倒引当金						
未収入金						
積立式地建物販売業法の規定により供託された営業保証金						
現金による営業保証金						
有価証券による営業保証金						
繰延税金資産						
その他						
貸倒引当金						
流動資産合計						
II 固定資産						
(1)有形固定資産						
建物						
減価償却累計額						
構築物						
減価償却累計額						
機械・装置						
減価償却累計額						
船舶						
減価償却累計額						
車両運搬具						
減価償却累計額						
工具・器具						
減価償却累計額						
備品						
減価償却累計額						
土地						
リース資産						
減価償却累計額						
建設仮勘定						
その他						
減価償却累計額						
有形固定資産合計						
(2)無形固定資産						
借地権						
施設利用権						

の	れ	ん					
リ	ー	ス	資	産			
そ	の	他					
			無	形	固	定	資
			産	合	計		
(3)	投	資	そ	の	他	の	資
	投	資	有	価	証	券	
	関	係	会	社	株	・	関
	係	会	社	出	資	金	
	出	資	金				
	長	期	貸	付	金		
	貸	倒	引	当	金		
	長	期	前	払	費	用	
	投	資	固	定	資	産	
	土	地	・	建	物		
			減	価	償	却	累
			計	額			
			そ	の	他	の	投
			資	産			
			減	価	償	却	累
			計	額			
	繰	延	税	金	資	産	
	そ	の	他				
	投	資	そ	の	他	の	資
	産	合	計				
	固	定	資	産	合	計	
III	繰	延	資	産			
	株	式	交	付	費		
	社	債	発	行	費		
	そ	の	他				
	繰	延	資	産	合	計	
	資	産	合	計			
	(負	債	の	部)			
I	流	動	負	債			
	支	払	手	形			
	買	掛	金				
	積	立	式	宅	地	建	物
	販	売	業	に	係	る	買
	掛	金					
	そ	の	他	の	宅	地	建
	物	販	売	業	に	係	る
	買	掛	金				
	そ	の	他	の	建	設	業
	に	係	る	工	事	未	払
	金						
	そ	の	他	の	買	掛	金
	短	期	借	入	金		
	リ	ー	ス	債	務		
	未	払	金				

未払費用							
積立金							
前受金							
その他の宅地建物取 業に係る前受金							
その他の建設業に係る未 成工事受入金							
その他の前受金							
預り金							
積立宅地建物販売業に 係る預り金							
その他の預り金							
従業員預り金							
前受収益							
割賦販売未実現利益							
積立宅地建物販売に係 る割賦販売未実現利益							
その他の割賦販売未実現 利益							
賞与引当金							
未払法人税等							
繰延税金負債							
その他							
流動負債合計							
I 固定負債							
社債							
長期預り金							
長期借入金							
リース債務							
退職給付引当金							
負ののれん							
繰延税金負債							
その他							
固定負債合計							
負債合計							
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金							
2 新株式申込証拠金							
3 資本剰余金							
資本準備金							

その他の建設に係る完成工事原価

そ の 他

修正前売上総利益

(修正前売上総損失)

III 割賦販売未実現利益調整

割賦販売未実現利益戻入高

割賦販売未実現利益繰延高

売上総利益

(売上総損失)

IV 販売費・一般管理費

歩合等報酬

販売手数料

荷造発送運賃

従業員給料手当

役員給料手当

従業員賞与

退職金

教育訓練費

法定福利費

福利厚生費

広告宣伝費

交際費

貸倒引当金繰入額

貸倒損失

交通費・旅費

図書費

会議費

保険料

賃借料

水道光熱費

燃料費

消耗品費

修繕費

租税公課

寄付金

研究開発費

減価償却費

<p> 雑 費 営業利益(営業損失) V 営業外収益 受取利息・割引料 有価証券利息 受取配当金 有価証券売却益 雑収入 VI 営業外費用 支払利息・割引料 社債利息 株式交付費償却 社債発行費償却 商製品評価損 有価証券評価損 有価証券売却損 原材料貯蔵品評価損 売上割引 貸付金等貸倒償却 雑支出 経常利益(経常損失) VII 特別利益 前期損益修正益 その他 VIII 特別損失 前期損益修正損 その他 税引前当期純利益 (当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 (当期純損失) </p>							
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

(3) 比較売上原価明細書

(5) 注 記 表
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬^{びゆう}の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額
 - (3) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額
 - (4) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (5) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (6) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (7) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (8) 親会社株式の各表示区分別の金額
- 8 損益計算書関係
関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 事業年度中に行つた剰余金の配当

- ① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- ② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
- (4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当
- (5) 事業年度末において発行している新株予約券の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科目	期末残高（千円）

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表及び損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

(6) 附属明細表

3-2 主な資産、負債及び収支の内容

3-3 資金繰状況

3-4 その他

(記載上の注意)

- 1 「1-1」については、設立の登記年月日を記載すること、

- 2 「1-2」については、最近3年の各事業年度における（この間に資本金等の額の増減がない場合にはその直近の）資本金等の額の増減について記載すること。
- 3 「1-3」については、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数、発行済株式の記名・無記名別、優先株・後配株等の種類別の発行数及び資本組入額等を記載すること。
- 4 「1-4」については、当該事業年度末現在の状況について、別記様式第二の例により記載すること。
- 5 「1-5」については、最近3年の各事業年度における1株当たりの配当額、税引後当期損益及び純資産額、配当性向等を記載すること。
- 6 「1-6」については、当該事業年度末における経営組織図、各店部課の所属人員、役員及び令第3条第1項で定める使用人の役職名、氏名、生年月日、住所、略歴及び所有株式数、従業員の事務、販売、集金等の職種別の人数、平均年齢、平均勤続年数及び平均給与率等を記載すること。
- 7 「1-7」については、次に掲げるところにより記載すること。
 - イ 当該事業年度末現在における設備（貸借中のものを含む。）について、販売設備その他の設備の区分により、事務所（工事等の事務所を含む。）別に、投下資本額等を記載すること（土地及び建物については、主要なものの所在地、用途及び面積を付記すること。）。機械装置については、主要な事業部門別に区分して、その主要なものの台数、能力等を簡潔に記載すること（事業内容に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合には、その旨を付記すること。）。
 - ロ 設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画がある場合には、その内容、必要性、予算金額、既支払額、資金調達方法、着手及び完成予定年月日、完成後における増加能力等を記載すること。
 - ハ 販売能力等に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去又は災害による滅失等がある場合には、その概要を記載すること。
- 8 「1-8」については、関係会社その他の継続的な取引関係にある主要法人（金融機関を除く。）の商号、資本金の額、主な事業、積立式宅地建物販売業者が保有する議決件数及び保有割合、派遣役員の氏名及び役職名、主な取引内容及び2事業年度における取引額等を記載すること。
- 9 「1-9」については、株主総会の招集年月日、通知した事項、決議した事項の概要等を記載すること。
- 10 「1-10」については、取締役会の招集年月日、決議した事項の概要等を記載すること。
- 11 「2-1」については、最近2事業年度における目的物等の確定前の契約の保有状況、目的物の確定後の契約の保有状況、新規契約締結の状況、積立金等の残高の状況、目的物等の確定の状況、目的物の引渡し状況、売掛金の状況、契約解除の状況及び契約解除に伴う返還債務の状況、次事業年度における目的物等の確定及び目的物の引渡しの予定その他の積立式宅地建物販売の契約の締結及び履行の計画等を記載すること。
- 12 「2-2」については、最近2事業年度における宅地及び建物の種類別の販売件数及び販売高並びに販売用宅地の造成又は販売用建物の建築の実績（年度末において未完成

のものがある場合にはその進捗状況、団地の名称等を付記すること。)、次事業年度における宅地及び建物の種類ごとの販売計画並びに販売用宅地の造成又は販売用建物の建築の計画等を記載すること。

- 13 「2-3」については、最近2事業年度における建設工事の種類別の前期繰越工事高、受注工事高、完成工事高及び手持工事高（出来高及び未成高を付記すること。）並びに主な完成工事及び手持工事の発注者、工事内容、施工場所、請負金額及び工期、次事業年度における建設工事の種類別の工事受注及び施工の計画等を記載すること。
- 14 「2-4」については、兼業している業種名を示して、最近2事業年度における生産実績及び販売実績、次事業年度における生産計画及び販売計画等（兼業の性格上これらの事項を表示することができない場合には、その業務の状況を説明するため適当な事項）を記載すること。
- 15 積立式宅地建物販売業その他に関し重要な訴訟事件等がある場合には、「2-1」等にその概略を記載すること。
- 16 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を付記すること。
- 17 財務諸表は、財政状態及び経営成績を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 18 財務諸表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- 19 財務諸表に係る会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用のうえ、記載すること。
なお、会計処理の原則及び手続について変更が行われた場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与える影響の内容を注記すること。
- 20 「3-1」の(1)及び(2)については、前事業年度分を左側に、当該事業年度分を右側に配列して記載し、かつ、その増減額を記載すること。
- 21 「3-1」の(1)については、次に掲げるところにより記載すること。
 - イ 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
 - ロ 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「繰延資産」、「流動負債」又は「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
 - ハ 「流動負債」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」若しくは「繰延資産」の「その他」に属する資産又は「流動負債」若しくは「固定負債」の「その他」に属する負債で、その金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、それぞれ当該資産又は負債を明示する科目を設けて記載すること。
- 22 「3-1」の(2)については、次に掲げるところにより記載すること。
 - イ 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
 - ロ 「雑費」に属する費用で「販売費・一般管理費」の総額の10の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目を設けて記載すること。
 - ハ 記載上の注意22のロは、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失について準用する。

ニ 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

ホ 記載上の注意 22 のニは、「特別損失」に属する科目の記載に準用する。

23 「3-1」の(3)については、事業別の売上原価の内訳及び構成比を、前事業年度分を左側に、当該事業年度分を右側に配列して記載し、かつ、その増減額を記載するとともに、採用している原価計算の方法を記載すること。

24 「3-1」の(4)については、次に掲げるところにより記載すること。

イ 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の分の変動の状態を正確に判断することができるように明瞭に記載すること。

ロ その他利益譲与金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

ハ 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

ニ 各合計欄の記載は省略することができる。

ホ 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第 64 号に規定する誤謬^{びやう}の訂正（以下単に「誤謬^{びやう}の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

へ 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。

ト 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(イ) 当期純利益又は当期純損失

(ロ) 新株の発行又は自己株式の処分

(ハ) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当

(ニ) 自己株式の取得

(ホ) 自己株式の売却

(へ) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転等）による増加又は分割型の会社分割による減少

(ト) 株主資本の計数の変動

① 資本金から準備金又は剰余金への振替

② 準備金から資本金又は剰余金への振替

③ 剰余金から資本金又は準備金への振替

④ 剰余金の内訳科目間の振替

チ 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示すること。

リ 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。

(イ)新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(ロ)新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。

ヌ 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また項目ごとに選択することができる。

ル 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また項目ごとに選択することができる。

(イ)株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(ロ)株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

オ 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(イ)評価・換算差額等

①その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

②繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(ロ)新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

ワ 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(イ)損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(ロ) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

25 「3-1」の(5)については、次に掲げるところにより記載すること。

イ 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査 人設置会 社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{ひっやう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

- ロ 法に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- ハ 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

ニ 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

① 当該会計方針の変更の内容

② 当該会計方針の変更の理由

③ 遡及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

④ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ 前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由
- ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額
- ④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 誤謬^{びゆう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゆう}の内容
- ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
- ③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載すること。
- (5) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
- (6) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (7) 総額を記載するものとし、取締役、執行役又は監査役別の金額は記載することを要しない。
- (8) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注8 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。
- (4) 事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引にかかる方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載すること。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中

に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合がおおむね1割程度とすること。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものは、記載を要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載すること。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
 - ③ その他、当該取引にかかる条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引
- 「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

注15 株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

26 「3-1」の(6)については、当該事業年度に係る預金明細表、有価証券明細表、販売土地建物明細表、有形固定資産明細表、関係会社有価証券明細表、長期借入金明細表、資本金明細表、資本準備金明細表、利益準備金及び任意積立金明細表、原価償却明細表、引当金明細表、担保提供資産明細表等を掲げること。

27 「3-2」については、次に掲げるところにより記載すること。

イ 当該事業年度末現在における貸借対照表に掲げた主な科目に関し、おおむね次に掲げるところに従いその内容又は内訳を示すこと。ただし、附属明細表に掲げたものについてはこの限りではない。

(イ)流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先別の金額を示し、さらに受取手形については、その期日別内訳を、売掛金については、その滞留状況を記載すること。

(ロ)流動資産のうち、商品、製品、原材料、仕掛品等たな卸資産に属するものについては、主な内訳を記載すること。

(ハ)流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先別の金額を示し、

さらに支払手形については、その期日別内訳を記載すること。

(ニ)流動負債のうち、短期借入金については、設備資金、運転資金等に分け、さらに借入先別（比較的借入金額の少額なものは、無利息又は特別の利率が約定されているものを除き、まとめて記載してもよい。）に、使途、借入条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等を記載すること。

(ホ)未決算勘定がある場合には、その主な内訳を記載すること。

(ヘ)その他の資産及び負債については、当該事業年度末現在における資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

ロ 当該事業年度の損益計算書の営業外収益及び営業外費用のうち、特殊なもので金額の大きいものについては、内容又は内訳を示すこと。

28 「3-3」については、次に掲げるところにより記載すること。

イ 当該事業年度における資金繰実績を、原則として、各月別に示すこと。

入金面については、営業収入、営業外収入、借入金、増資又は社債発行による収入、その他の収入等、支出面については、原材料費、人件費、経費（営業費を含む。）、設備費、借入金返済、支払利息、配当金、税金、その他の支出等に分け、各資金の出入りを明らかにすること。

ロ 次事業年度の資金計画をイに準じて示すこと。

29 「3-4」については、当該事業年度の終了後事業報告書提出日までに資産若しくは負債に対する著しい変動又は損益に対する重要な影響を与えた事実若しくは与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。